

香取市
総合計画

基 本 計 画



- 1 後期基本計画の概要**
- 2 市の人口見通し**
- 3 市の財政見通し**
- 4 地域整備の方針**
- 5 重点プロジェクト**
- 6 分野別計画**

1 後期基本計画の概要

1 計画の趣旨



後期基本計画は、「元氣と笑顔があふれるまち 一人ひとりの市民が輝く 活みなぎる やすらぎの郷 香取」という将来都市像を実現するために必要な施策と事業を体系的に整理したもので、これからの本市のまちづくりの具体的な指針となるものです。

2 計画の期間



後期基本計画は、基本構想(10年間)の後半部分である、平成25年度から平成29年度までの5か年を計画期間とします。

3 計画の考え方



後期基本計画を推進するに当たり、その実効性を高めるという観点から、次の3点を考え方の基本とします。

①市民と行政との協働によるまちづくりの推進

まちづくりに関する市民ニーズが多様化する中で、市民の間では、自分たちの理想とするまちづくりを自分たちで進めていきたいという意識が広がりつつあります。

一方、今後の本市を取り巻く財政状況は厳しく、少子高齢社会への対応など行政サービスの需要が高まることが見込まれ、行政のみで対応することは困難になりつつあります。

市民自身が満足して暮らせる質の高いまちを目指すこれからのまちづくりにおいては、市民参加が必要と考えられます。

後期基本計画においては、まちづくりの手法として、市民と行政との協働を推進していきます。

「協働のまちづくり」において市民に期待される役割

「市民と行政との協働によるまちづくり」においては、市民はまちづくりへの参加者にとどまるのではなく、行政と対等な立場で行動し、一緒になって自分たちの理想とするまちをつくりあげていく主体としての姿勢が求められます。

まちづくりの担い手の一翼として、市民には、次の役割が期待されます。

- 市政やまちづくり、これからの本市について関心を高め、問題意識を持つこと。
- 市の将来について考え、そのために必要なこと、やるべきことを行政と一緒に考えて考えること。
- 自らができる分野のまちづくり活動に、積極的に参加すること。



②優先的に取り組む事業群の明確化

厳しい財政状況を踏まえ、計画に掲げる施策を効率的・効果的に実施していくため、計画期間中に優先的に取り組む事業群を「重点プロジェクト」として明確に位置づけます。従来型の縦花的な計画づくりから発想を転換し、優先順位の設定の下で実効性の高い計画とします。

③目標値の設定による事後管理体制の確立

計画策定時に目標を設定し、その事後管理を行うことによって、行政側には目標達成意識の高揚、市民側には行政活動への関心の高まりなど、様々な効果が期待できます。この計画では、各分野で成果指標(政策目標値)を設定して、庁内における「Plan-Do-Check-Action」体制を確立し、結果的に各事業の実現性の向上を図っていきます。

そこで、後期基本計画では、計画期間内の施策の達成状況を明確にするため、分野別計画における34の施策ごとに成果指標を設定します。この成果指標は、各項目についての現状値を、事業を推進することによりこの水準まで引き上げるという目標値であり、市が目指すべき方向性とその達成度合いを、身近な指標を用いて分かりやすく表現するものです。

1) 効果

- ・ 成果指標を設定することにより、目的意識・成果意識を高めます。
- ・ 目指すべき水準を明確化することや市民など外部へ目標値を開示することにより、目標達成意欲を高めます。
- ・ 事業成果とその内容分析により、新たな施策・事業立案へ活用(PDCAサイクルによる施策・事業の再構築)を図ります。
- ・ 事業の成果という視点から市民生活がどのように変化したかを表すことにより、市民の市政に対する意識、理解度を高めます。(分かりやすい市政の実現)

2) 設定の手法

対象	・ 数値化が可能な項目「行政活動によって市民生活などがどう変化したか(成果)を表す指標」をできるだけ使用
現状値	・ 原則として、平成23年度の数値
目標値	・ 原則として、平成29年度を目標とする数値

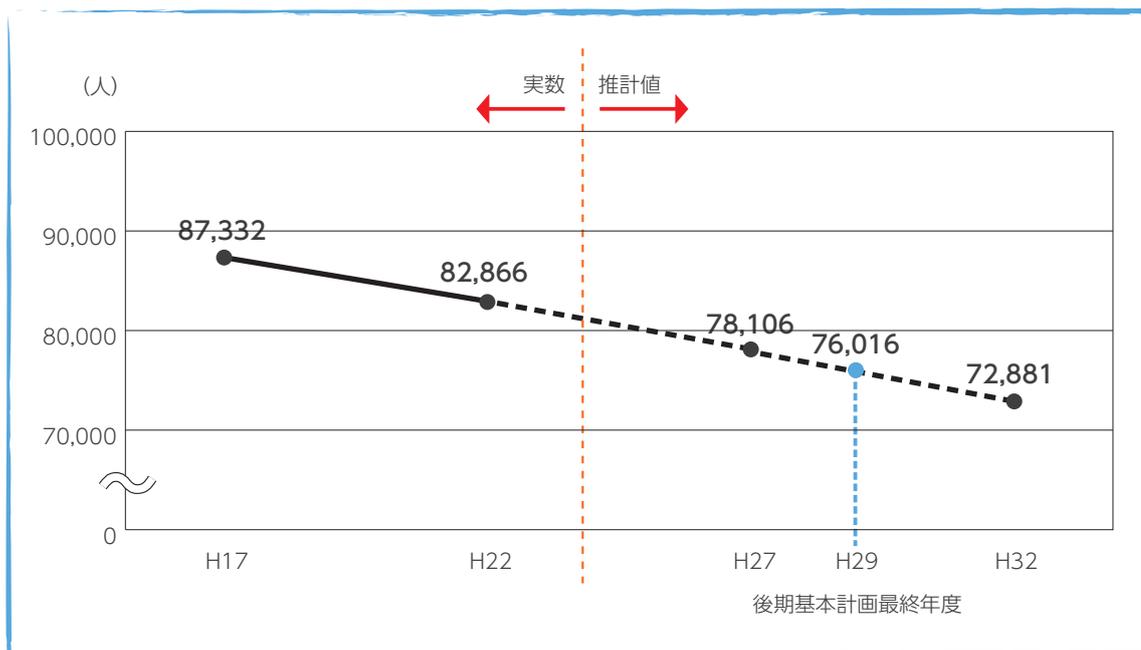
3) 管理の手法

- ・ 計画期間中の進捗状況については、担当部署で定期的に把握し、随時必要な対策を講じていきます。
- ・ 計画期間終了時には、計画策定部署がその達成度の結果を取りまとめて公表します。担当部署は達成度についての評価・検証を行い、その結果を今後の施策や事業の立案のために活用していきます。

2 市の人口見通し

市の人口推計の結果では、平成27年には78,106人(平成22年比、-5.7%)と8万人を割り、その後も減少を続け、後期基本計画の最終年度である平成29年には76,016人(同、-8.3%)、平成32年には72,881人(同、-12.0%)となることが予想されます。

【人口推計結果】



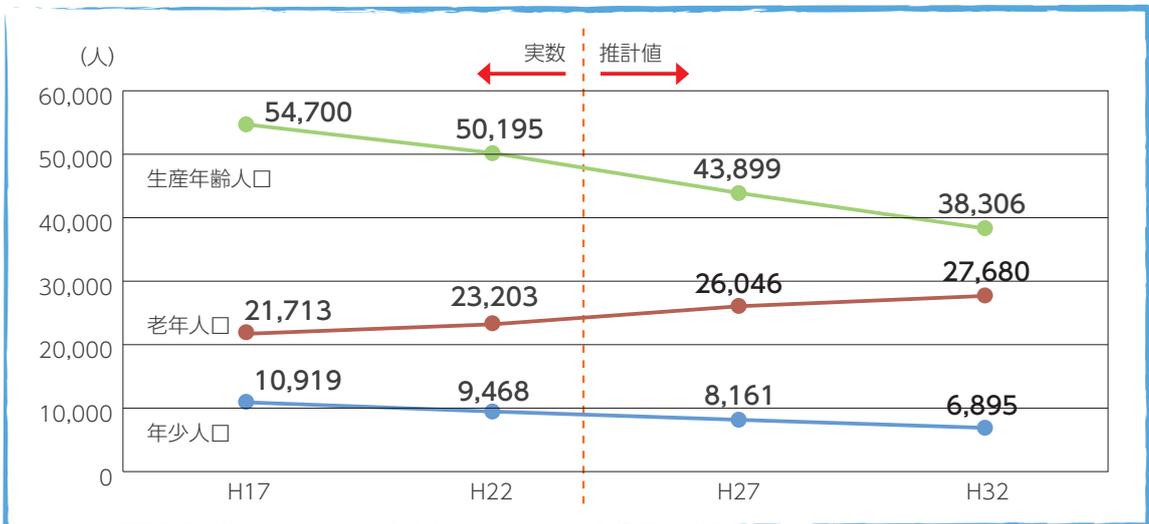
また、年齢構成の区分で見ると、年少人口(15歳未満)と生産年齢人口(15歳~64歳)は平成17年から平成32年まで、一貫して減少を続け、老年人口(65歳以上)は増加を続けることが見込まれます。これを平成22年から平成32年の人口数の変化率で見ると、年少人口は27.2%減少(約2,600人の減少)、生産年齢人口は23.7%減少(約12,000人の減少)する一方で、老年人口は19.3%増加(約4,500人の増加)することが予想されます。

さらに、平成22年から平成32年の人口構成比で見ると、年少人口で11.4%から9.5%、生産年齢人口で60.6%から52.6%に減少しているのに対し、老年人口は28.0%から38.0%に大幅に増加しており、全国的な傾向と同様に、急速に少子高齢化が進みます。

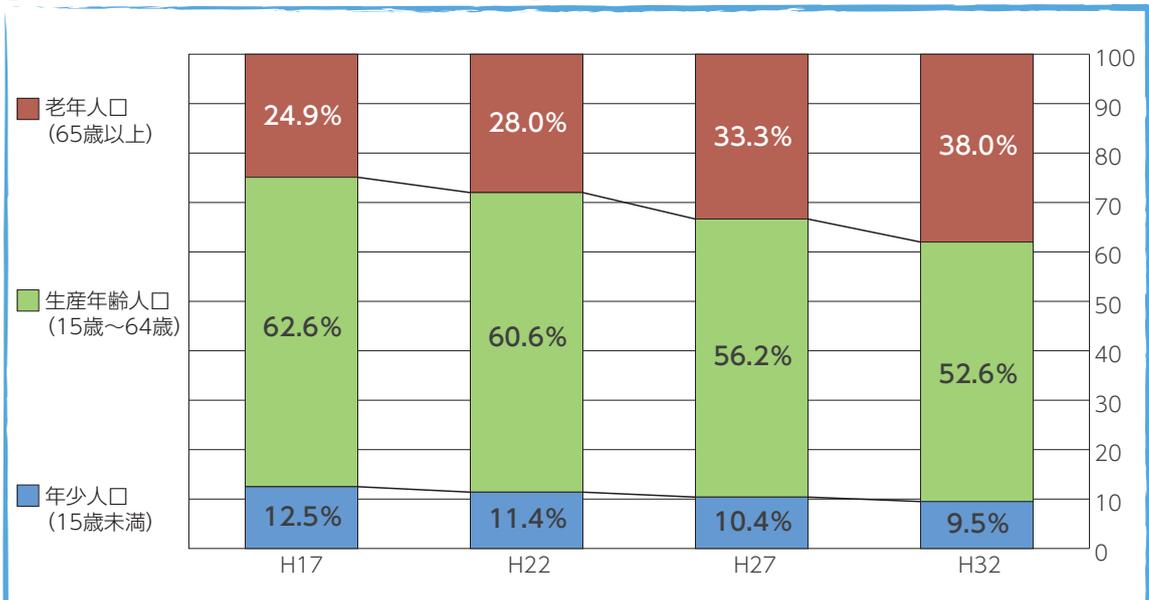
このような環境の中でも、魅力あるまちづくりに向けた施策を積極的に推進していくことにより、人口減少を少しでも食い止めていくことを目指していきます。

【年齢構成3区分の人口推移】

	H17	H22	H27	H32	変化率 (H22→H32)
年少人口(15歳未満)	10,919	9,468	8,161	6,895	-27.2%
生産年齢人口(15歳～64歳)	54,700	50,195	43,899	38,306	-23.7%
老年人口(65歳以上)	21,713	23,203	26,046	27,680	19.3%
合計	87,332	82,866	78,106	72,881	-12.0%

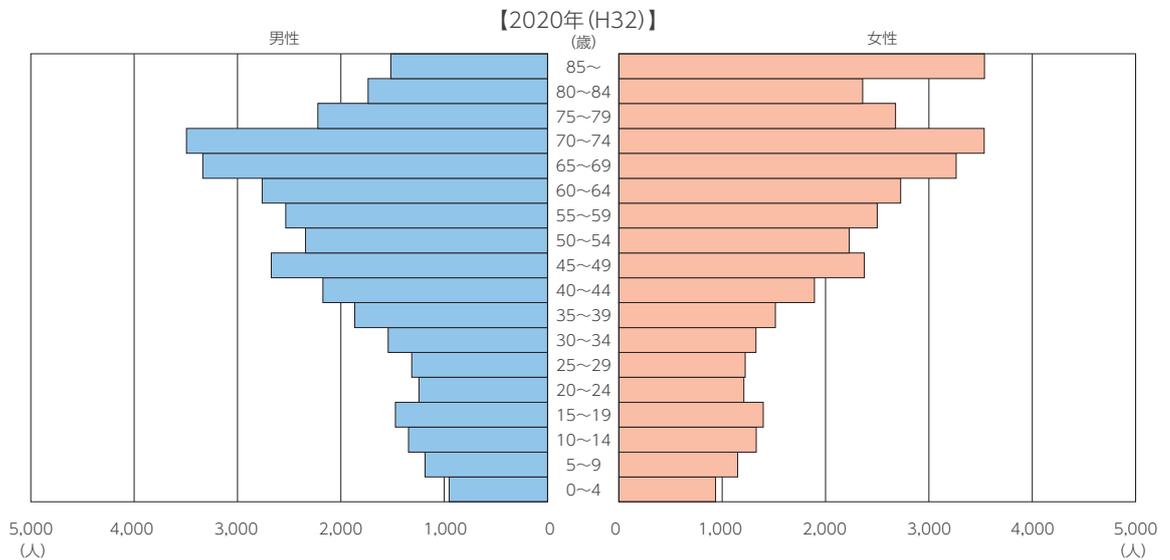
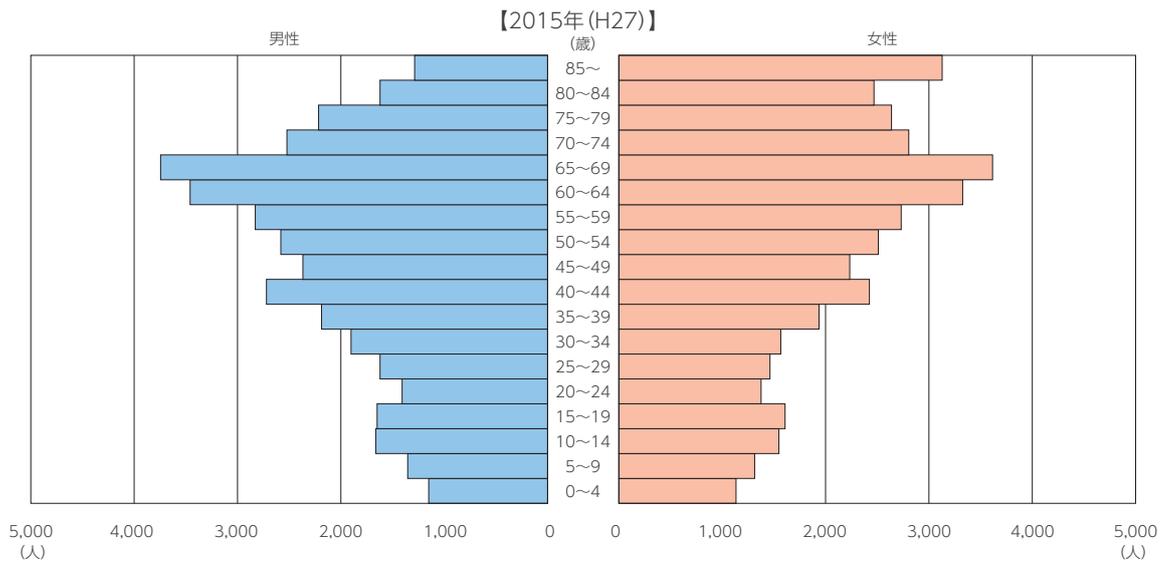
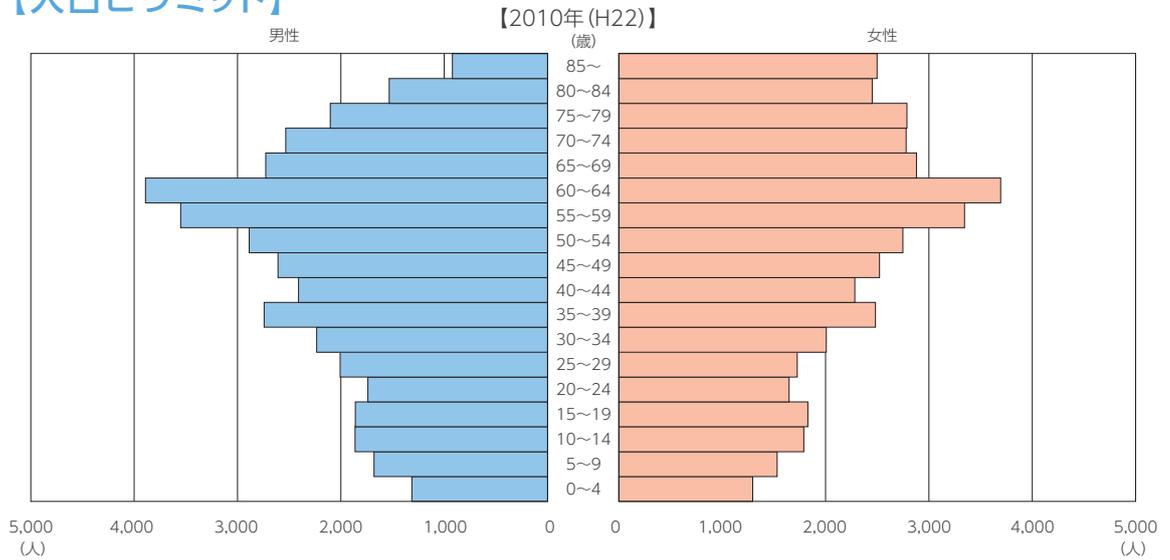


【年齢構成3区分の構成比の推移】



注)割合は、各区分で四捨五入をしているため100%にならない場合があります。

【人口ピラミッド】



3 市の財政見通し

後期基本計画期間(平成25年度から平成29年度)の財政見通しは、以下のとおりです。

【歳入】

(単位：百万円)

項目	H25	震災分除<	H26	H27	H28	H29
	市税	8,040	8,040	7,979	7,691	7,614
地方消費税交付金	720	720	1,224	1,404	1,584	1,584
地方交付税	9,066	8,650	8,246	8,102	7,750	7,336
各種交付金等	748	748	747	747	746	745
一般財源の計	18,574	18,158	18,196	17,944	17,694	17,202
国・県支出金	6,437	5,847	5,855	5,824	5,987	6,028
繰入金(財政調整基金)					400	1,600
繰越金	2,433	808	1,055	1,294	1,358	1,157
地方債	6,817	6,817	6,280	6,655	5,856	5,802
その他	1,569	1,568	1,568	1,568	1,569	1,567
合計	35,830	33,198	32,954	33,285	32,864	33,356

【歳出】

(単位：百万円)

項目	H25	震災分除<	H26	H27	H28	H29
	人件費	5,273	5,273	5,170	5,051	4,996
扶助費	5,158	5,158	5,206	5,266	5,328	5,392
公債費	2,898	2,898	3,065	3,078	3,514	4,175
義務的経費の計	13,329	13,329	13,441	13,395	13,838	14,493
補助費等	6,342	6,342	4,072	4,723	3,404	3,398
繰出金	3,387	3,387	3,399	3,527	3,583	3,631
普通建設事業費	5,256	5,256	6,669	6,153	6,944	6,888
災害復旧費	2,632					
その他	3,269	3,269	3,269	3,269	3,268	3,268
合計	34,215	31,583	30,850	31,067	31,037	31,678

【差引等】

(単位：百万円)

項目	H25	震災分除<	H26	H27	H28	H29
	歳入合計－歳出合計	1,615	1,615	2,104	2,218	1,827
決算剰余金処分積立額	560	560	810	860	670	590
次年度への繰越金	1,055	1,055	1,294	1,358	1,157	1,088
財政調整基金期末残高		6,472	7,032	7,842	8,302	7,372

- 注)・各年度の値は、普通会計決算ベース(純計相殺後)で推計しました。
 ・平成25年度の「震災分除<」欄の数値は、東日本大震災関係の所要額を除いて推計しています。
 ・財政見通しは、今後の制度改正や経済情勢等により変動する可能性があるため、適宜、見直しを行います。

1 財政運営の考え方



今後の財政運営に当たっては、普通交付税等の合併自治体に対する優遇措置が、平成28年度から段階的に縮小され、平成33年度にはなくなるため、普通交付税等が減少する見込みです。また、経済環境や人口減少等の要因により、更に歳入が減少することも想定されます。

これに備えるため、合併以降、行財政運営の見直しを図ってきたところですが、平成23年度には普通交付税の段階的な削減等に伴う対応方針を定め、職員数の削減による人件費抑制分については、財政調整基金への積み立てを行うこととし、これまで積み立てた基金(平成23年度までの基金総額約96億円)と併せ、特例期間終了後においても円滑な行財政運営が図れるよう準備を行っていきます。

さらに、これまで行ってきた人件費の削減を引き続き進めることや、地方交付税等の動向に適応させつつ、厳しい事業精査を行うこととし、特に、限られた財源を有効活用するため、建設事業等の実施に当たっては、維持管理費の削減や事業優先順位の再考、施設使用料等の受益者負担の適正化など、後年度の負担縮減を図るほか、幅広い観点から歳入の増と歳出の更なる縮減を図るとともに、本市本来の適正規模にあった行財政運営の確立に向けて、引き続き、行財政改革を進めていきます。

2 歳入・歳出の見通し



歳入において、人口(特に生産年齢人口)の減少等により市税収入が減少するほか、普通交付税等の優遇措置が段階的に縮小し、交付額が減少する見込みです。

また、消費税率の改正に伴う地方消費税交付金や地方交付税算定額への影響については、現段階の推計値を用いましたが、今後の制度改正や経済情勢等により大きく変わることが予想されます。

地方債については、継続事業や主要事業の実施に際し、優遇措置のある合併特例債の活用や普通交付税の代替となる臨時財政対策債の発行が想定されるため、相当額の適用を見込んでいます。

一方、歳出においては、義務的経費のうち人件費について、これまで進めてきた職員数の削減に引き続き取り組むことにより、更なる人件費の削減を見込んでいます。

扶助費については、高齢化の進行に伴い、引き続き増加が見込まれます。

公債費については、大規模な起債充当事業の実施により増加が想定されます。とりわけ、平成28・29年度は、大規模事業の元金償還が始まることから公債費が大幅に増えると想定しています。

補助費等については、消防施設及びごみ処理施設等の改修・更新に伴う一部事務組合への負担金の増減が大きく影響しているほか、繰出金についても、下水道等の既存施設の改修等に伴う事業費及び起債償還額の増減が推計値に影響してします。

普通建設事業費については、これまでの事業執行規模を維持しつつ、合併特例債の計画的な活用による諸事業の上乗せを加味して推計しました。

災害復旧費については、平成24年度予算からの繰越想定分を含めた執行額を平成25年度の歳出額としています。

以上のとおり、本計画期間において、歳出は、計画的に合併特例債等を活用し、一部事務組合への事業負担金や相当規模の普通建設事業等を行うことにより、公債費が増加する見込みとなっています。

また、歳入は、市税や地方交付税等の減少が続く現段階の想定の中では、平成28・29年度において、円滑な行財政運営を図るため、財政調整基金から相当規模の繰入れを行う必要があると見込んでいます。

4 地域整備の方針

本市は、中心的な諸機能が集積する市街地地域に加え、水と緑の豊かな環境が広がる田園地域、多様な機能を持つ森林地域など、様々な特性を持つ地域により構成されています。また、合併により広大な面積を有するに至り、市内地域間の連携が強く求められています。

この基本計画においては、地域整備の推進に当たり、3つの基本方針を掲げ、ゾーン別に地域整備の方針を設定するとともに、市全体の機能を高めるために拠点間を有機的に結ぶ「多機能連携ネットワーク」を設け、地域整備を効果的に進めていきます。

地域整備の3つの基本方針

- ①北総地域における中核都市機能の形成
- ②地域バランスを見据えた機能配置と既存施設などの有効活用
- ③広大な面積を有機的に結ぶ情報・交通ネットワークの整備

1 ゾーン別の地域整備方針



市域をその特性により「経済・文化交流都市ゾーン」「ふるさと交流・定住ゾーン」「水と緑の環境保全・活用ゾーン」の3つのゾーンに区分し、それぞれの特性に沿った地域整備を推進します。

なお、このゾーニングは、社会状況の変化に対応し随時見直しを行うこととします。

①経済・文化交流都市ゾーン

佐原及び小見川地域の市街地、小見川工業団地周辺地域などについては、市の商工業、学術・文化等の主要機能が集積する中核ゾーンとして整備します。

土地利用区域	・市街地整備区域 ・産業創出区域
設定地域	・佐原地域市街地、小見川地域市街地、栗源地域大関地区 ・小見川工業団地から東関東自動車道佐原香取ICに至る地域
整備の方針	・北総地域の中核都市にふさわしい主要機能（商業等）の配置 ・学術・文化機能の集積と交流人口誘致のための機能の活用 ・居住環境の整備による定住の促進（都市住民の受入れも含む） ・製造業、物流業等の新たな誘致に向けた環境の整備

②ふるさと交流・定住ゾーン

本市の基幹産業である農林畜産業を支える広大な農地、美しい農村風景とそこでの快適な居住環境が共生する特徴を活かし、都市との交流や都市住民の受入れなど、新たな方向性も推進していきます。

土地利用区域	・ 田園定住区域 ・ 農業生産区域
設定地域	・ 「経済・文化交流都市ゾーン」を除く全地域
整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産基盤としての農地整備の充実 ・ 自然と共生する快適な居住環境の整備(都市住民の受入れも含む) ・ 都市との交流空間としての活用

③水と緑の環境保全・活用ゾーン

美しい水郷景観が広がる利根川流域や北総台地の森林地帯等については、貴重な水と緑の環境を保全するとともに、市民の憩いの場や観光資源としてなど、多様な活用を図るゾーンとして整備を推進します。

土地利用区域	・ 水辺空間活用区域 ・ 森林保全区域
設定地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利根川・与田浦周辺、黒部川周辺の水辺地帯 ・ 主に市の南部に広がる丘陵地域
整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豊かな水辺環境、森林資源の保全 ・ 水辺空間及び森林空間の多面的な活用

4 地域整備の方針

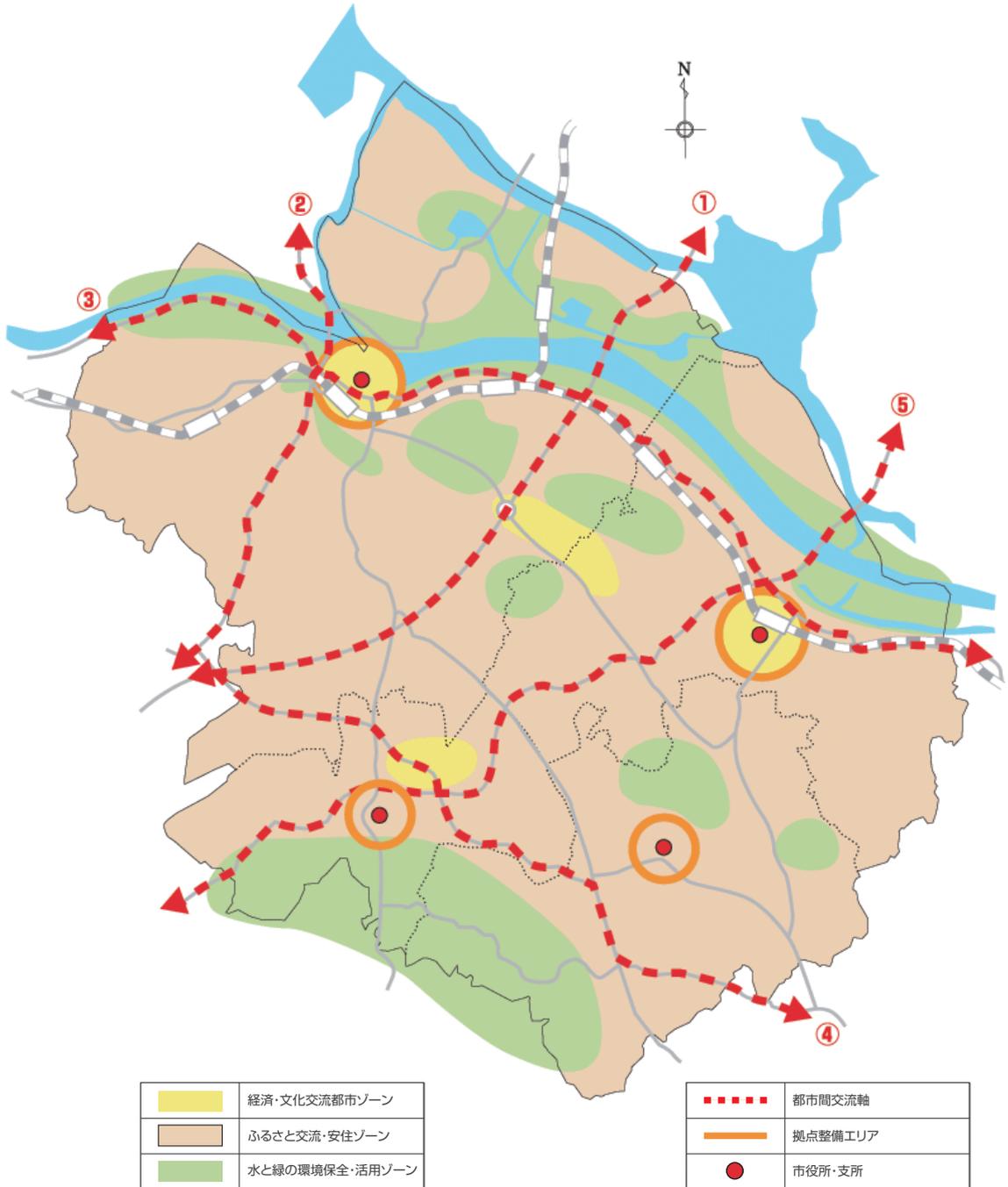
《都市間交流軸の設定》

産業活動や人の動きの広域化・流動化が進む中で、地域間を結ぶ広域的な道路網は、人やモノが行き交う社会基盤として、その重要性はますます高まると考えられます。特に、成田国際空港と鹿島港は、様々な活動が営まれる地域における大きな核であり、この地域につながる道路は、本市にとって極めて重要な役割を持っています。

本市と周辺市を結ぶ、重要度が高いと考えられる次の5つの道路網を「都市間交流軸」として位置づけ、その整備促進と機能の充実を図っていきます。

①東関東自動車道	<ul style="list-style-type: none"> ・東京・成田方面へ通じる市唯一の自動車専用道路 ・市の中央部に佐原香取ICが設置
②国道51号	<ul style="list-style-type: none"> ・市の西部を西側市境(成田市)から北側市境(稲敷市)まで走る国道 ・西側市境は、東関東自動車道大栄ICに近接
③国道356号	<ul style="list-style-type: none"> ・市の北部(利根川沿い)を西側市境(神崎町)から東側市境(東庄町)まで走る国道
④東総有料道路～ 県道大栄栗源干潟線	<ul style="list-style-type: none"> ・市の南部を西側市境(成田市)から南側市境(旭市)まで走る有料道路・幹線道路 ・西側市境は、東関東自動車道大栄ICに近接
⑤主要地方道 成田小見川鹿島港線	<ul style="list-style-type: none"> ・産業の核となる成田国際空港と鹿島港を結ぶ幹線道路 ・市の中央部を東関東自動車道とおおむね並行して走る幹線道路

◆ゾーン別整備・都市間交流軸 全体図



4 地域整備の方針

2 多機能連携ネットワークの設定



広い市域を快適で暮らしやすい定住空間、魅力あふれる交流空間としていくとともに、合併後の一体感の醸成を促進するために、市内にある公共施設や産業関連施設、地域資源などの有機的な連携を図る次の3つの「多機能連携ネットワーク」を設定します。

(a) 定住拠点ネットワーク

市民の生活に密接な関わりを持つ、保健・医療・福祉と教育・学習の分野に関する主な拠点のネットワーク化を図ることにより、居住環境の向上を目指します。

保健・医療・福祉拠点のネットワーク化

- ・小見川総合病院と県立佐原病院、市内の一次医療機関との連携の強化
- ・高齢者福祉・地域福祉・障害者福祉・児童福祉など各種福祉施設の連携の強化

教育・学習拠点のネットワーク化

- ・学校教育における各機関や教職員などの連携の強化
- ・生涯学習施設のネットワーク化の推進
- ・情報通信ネットワークの活用による、教育・学習内容の連携と交流機会の拡充

(b) 産業拠点ネットワーク

地域ごとに特色を持つ農林畜産業や商工業など、地域産業の生産基盤と拠点とのネットワーク化を図ることにより、産業の振興、新たな事業の展開を目指します。

農林畜産業と商工業等の拠点とのネットワーク化

- ・農林畜産業など、各地域の生産基盤間における連携の強化
- ・農林畜産業と商工業の拠点との連携の強化
- ・農林畜産業と観光交流拠点との連携による新たな事業展開の促進

地域商工業拠点のネットワーク化

- ・商工業の地域拠点間における連携の強化
- ・各地域の商工業拠点における他産業との連携による新事業の起業支援

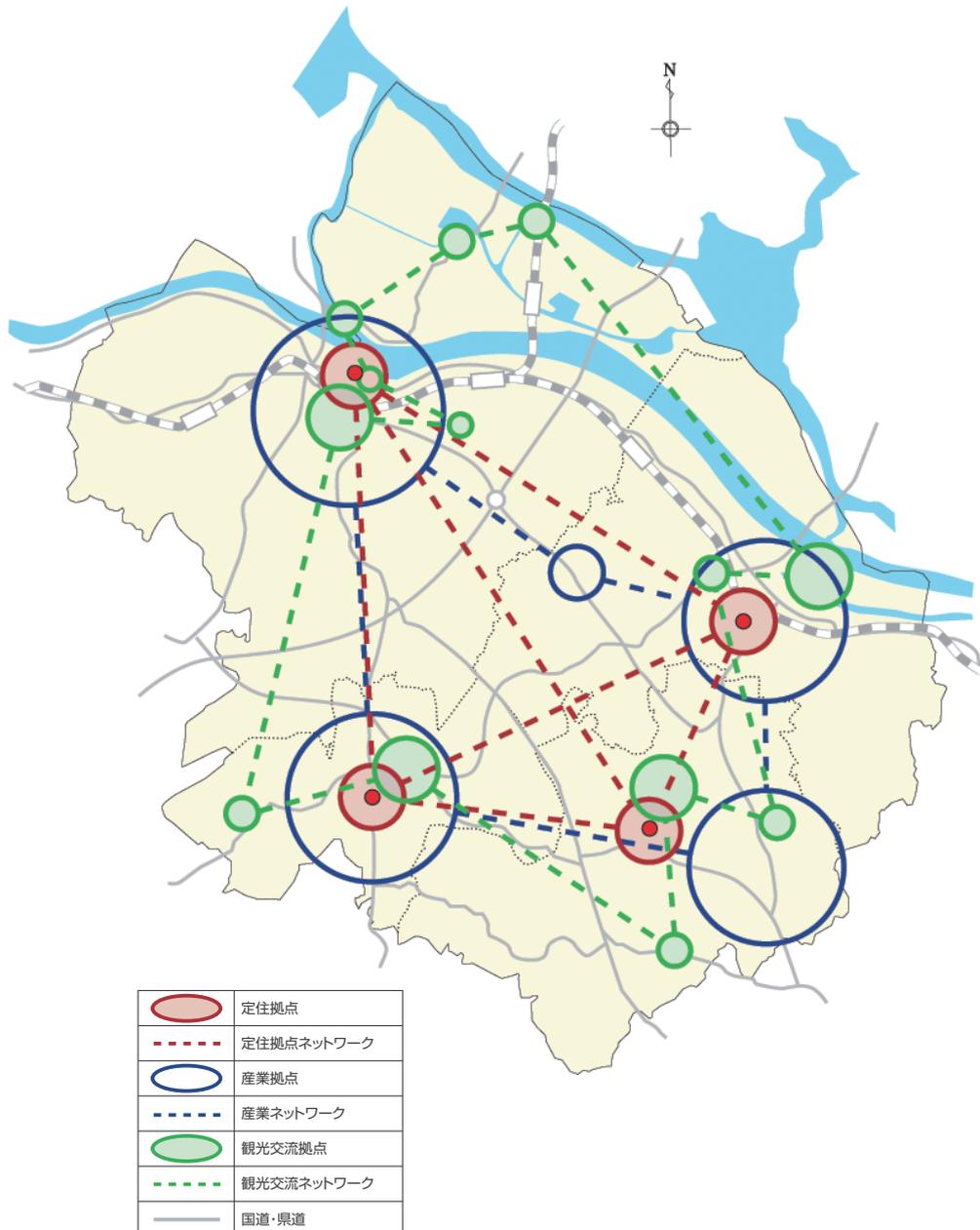
(c) 観光交流拠点ネットワーク

市内の各種観光資源のネットワーク化を推進することにより、観光地としての魅力の向上を図り、交流人口の拡大、滞在時間の延長を目指します。

観光交流拠点のネットワーク化

- ・市内各地に点在する観光資源のネットワーク化の推進

◆多機能連携ネットワーク図



5 重点プロジェクト

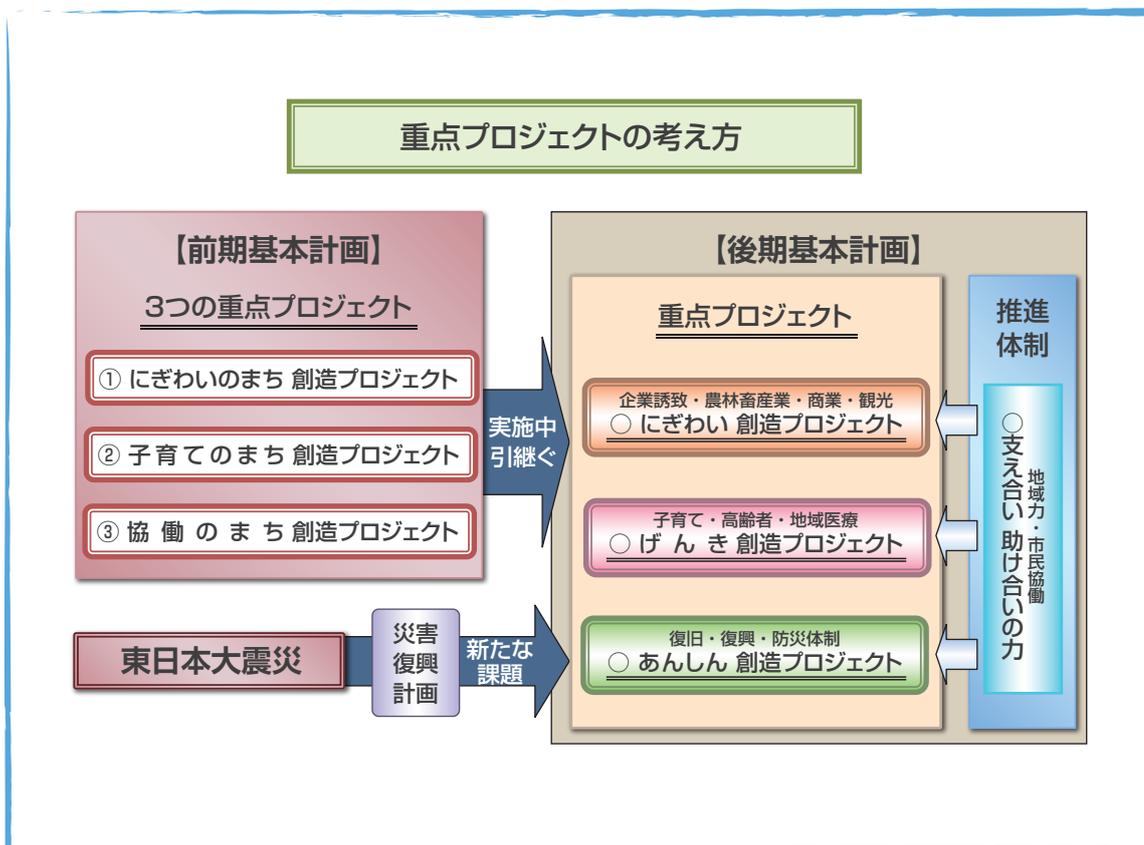
■重点プロジェクトとは

重点プロジェクトは、本市の将来都市像である「元気と笑顔があふれるまち 一人ひとりの市民が輝く 活みなぎる やすらぎの郷 香取」の実現に向け、前期基本計画では、①にぎわいのまち 創造プロジェクト、②子育てのまち 創造プロジェクト、③協働のまち 創造プロジェクトの3つの重点プロジェクトを設定しました。

この3つの重点プロジェクトは、現在進行中であり、後期基本計画においても引き続き取り組んでいく必要があることから、この3つのプロジェクトの理念を踏襲し、また、前期基本計画の期間中に発生した、東日本大震災の影響等を踏まえ、プロジェクトを再設定しました。

後期基本計画では、企業誘致、農林畜産業、商業、観光を推進する「にぎわい 創造プロジェクト」、子育て支援、高齢者福祉、地域医療を推進する「げんき 創造プロジェクト」、復旧・復興、防災を推進する「あんしん 創造プロジェクト」を重点プロジェクトとして設定し、戦略的・重点的に取組を進めます。

また、「支え合い・助け合いの力」として、地域力や市民と行政との協働により重点プロジェクトを推進します。



1 にぎわい 創造プロジェクト



○にぎわい 創造プロジェクトとは

にぎわい 創造プロジェクトは、雇用の場となる企業が進出し、市の基幹産業である農林畜産業をはじめ商業・工業・観光など地域経済がにぎわい、活発化することにより、人が集い、活力あるまちを目指すものです。

①趣旨

人口減少が急速に進む中、地域経済に活力を生み出す取組が求められています。

長引く不況や経済不安の高まり、東日本大震災の影響など企業を取り巻く環境は厳しさを増していますが、若者の雇用の場を確保し、人口流出に歯止めをかけるため企業誘致は大変重要です。また、観光等による交流人口の増大を図り、農林畜産業や商業など地域産業の活性化につなげる必要があります。

企業誘致の推進、農林畜産業の振興、商業の振興、観光の振興に積極的に取り組み、まちのにぎわいを推進します。

②取り組む方向性

○企業誘致の推進

経済環境が悪い中においても、魅力的な雇用の場を提供し、また、市内の経済活動を活発化させ、まちのにぎわいを推進するため、これまで以上に積極的に企業誘致の推進に取り組みます。また、既存立地企業や新たな起業に対しても積極的な支援を行います。

○農林畜産業の振興

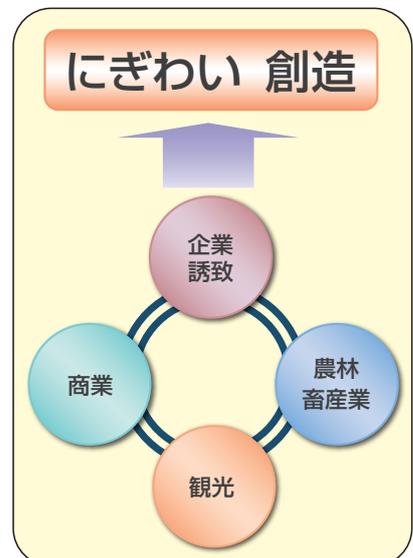
本市の基幹産業である農林畜産業の活気が、まち全体のにぎわいにつながることから、農産物のブランド化や販路拡大、経営規模の拡大など生産性の高い、安定した経営の確立を図るなど、農林畜産業の振興に取り組みます。

○商業の振興

既存商店街の活性化を図るとともに大型商業施設の誘致を検討するなど、人が買い物に集まり、まちのにぎわいを推進するため商業の振興に取り組みます。

○観光の振興

観光資源を有効活用し、市内の回遊性を高めるとともに、おもてなしの心による観光により、交流人口を増やし、観光客でにぎわうまちを推進するため観光の振興に取り組みます。



5 重点プロジェクト

2 げんき 創造プロジェクト



○げんき 創造プロジェクトとは

げんき 創造プロジェクトは、少子高齢化が急速に進む中、地域の宝である子どもをげんきに産み育てることができ、高齢者がいつまでも健康でげんきに暮らせ、すべての市民が安心して地域医療を受けることができるまちを目指すものです。

①趣旨

少子高齢化が進み、人口推計では、平成24年度中に高齢化率が30%を超え、また、出生数も減少傾向にあります。少子化に歯止めをかけ、地域全体が子育てに関心を持ち、子どもが健やかに成長できるまちを推進するとともに、高齢者が生きがいを持って、いつまでも健康で、安心して暮らすことができるまちにする必要があります。また、子どもから高齢者まで、地域で身近に必要な医療サービスを受けることができる体制が求められています。

子育て支援の充実、高齢者福祉の推進、地域福祉の推進、地域医療の充実に積極的に取り組み、市民のげんきを推進します。

②取り組む方向性

○子育て支援の充実

家庭、地域、保育所、幼稚園などが幅広く連携し、また、保育サービスの充実や経済的支援の充実を図るなど、子どもを安心して産み育てることができるよう子育て支援の充実に取り組みます。

○高齢者福祉の推進

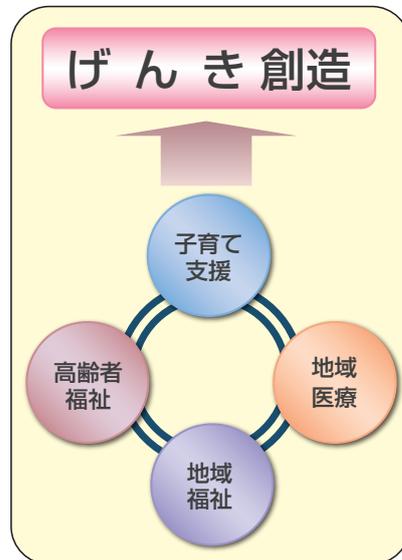
介護予防を推進し、介護を必要としない健康な高齢者の割合を高めるとともに、介護が必要となった時に必要な介護サービスを安心して受けられるよう高齢者福祉の推進に取り組みます。

○地域福祉の推進

社会福祉協議会と連携し、市民、地域、ボランティア団体などが協力して見守りを行うなど、地域で支え合う仕組みを構築するなど安心して暮らせるよう地域福祉の推進に取り組みます。

○地域医療の充実

中核となる小見川総合病院と県立佐原病院を中心とした医療体制を構築するとともに、市内で出産ができるよう産科の確保や小児科の充実など市民が安心して身近に医療サービスが受けられるよう地域医療の充実に取り組みます。



3 あんしん 創造プロジェクト



○あんしん 創造プロジェクトとは

あんしん 創造プロジェクトは、東日本大震災からの復旧を一刻も早く完了し、復興を進めるとともに、地域防災体制の充実を図り、震災以前より活気があふれ、災害に強く**あんしん**して暮らすことができるまちを目指すものです。

①趣旨

東日本大震災は、本市においても未曾有の大災害となり、道路、河川、上水道、下水道、学校等公共施設の多くが甚大な被害を受けました。震災からの復旧・復興を進めるに当たり、まず、復旧工事を一刻も早く完了し、将来を見据え確実に復興施策を推進する必要があります。

また、震災による更なる防災意識の高揚により、自助・共助の地域防災体制を充実する必要があります。

災害復旧・復興の推進や消防・救急、防災体制の充実に積極的に取り組み、まちのあんしんを推進します。

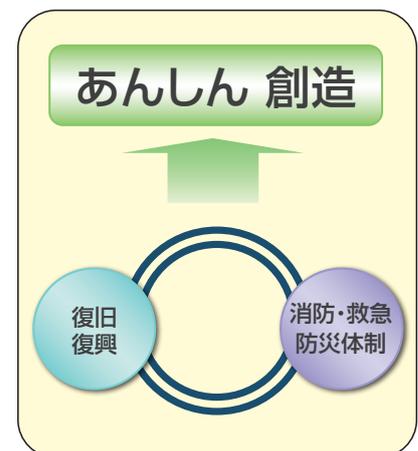
②取り組む方向性

○災害復旧・復興の推進

単なる復旧にとどまらず、災害に強い工法等を採用しながら復旧事業を早期に完了させ、より安全で安心なまちづくりを推進するとともに、農林畜産業・商工業・観光など地域経済、産業復興を図るなど災害復旧・復興の推進に取り組みます。

○消防・救急、防災体制の充実

自助・共助による地域防災体制の整備や広報啓発事業を推進し防災意識の更なる高揚、東日本大震災を踏まえた地域防災計画の見直しによる防災体制の充実を図り、また、災害時の拠点となる消防本部や消防署の施設整備を行うことによって消防力・防災力の強化を図るなど、消防・救急、防災体制の充実に取り組みます。



5 重点プロジェクト

4 推進体制 支え合い・助け合いの力



○支え合い・助け合いの力

支え合い・助け合いの力は、重点プロジェクトの推進体制として、市民と行政が協力し合い、また、東日本大震災を機に重要性が再認識された、地域の**支え合い**や**助け合い**を大切にして、まちづくりが進められるまちを目指すものです。

①趣旨

まちづくりにおいて市民、地域の力は不可欠で、市の施策を推進する上でも、市民・地域の役割は重要です。重点プロジェクトに位置づける「にぎわい 創造プロジェクト」「げんき 創造プロジェクト」「あんしん 創造プロジェクト」を推進するに当たっても地域の支え合いや助け合いによる取組が必要です。

市民協働の推進や市民・地域への期待として市民・地域との協働に積極的に取り組みます。

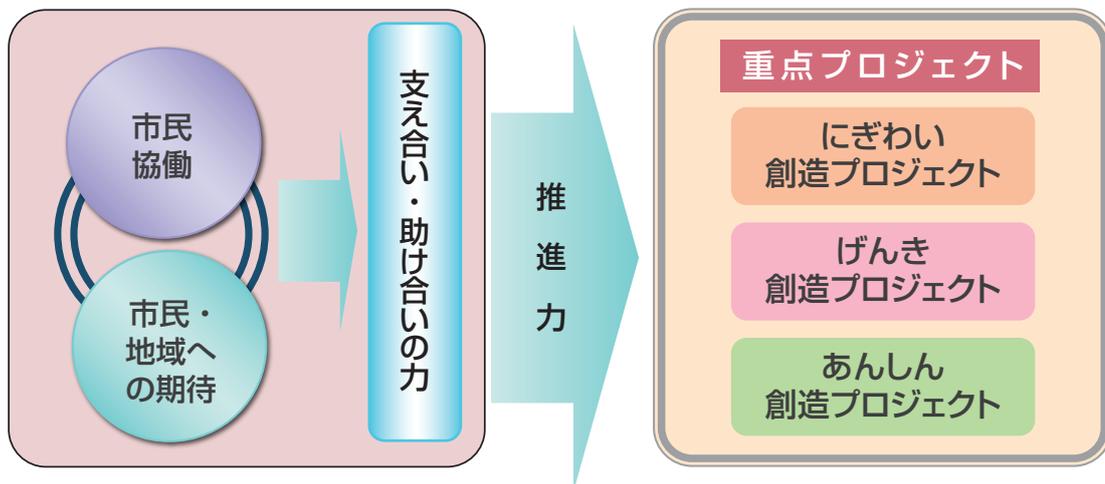
②取り組む方向性

○市民協働の推進

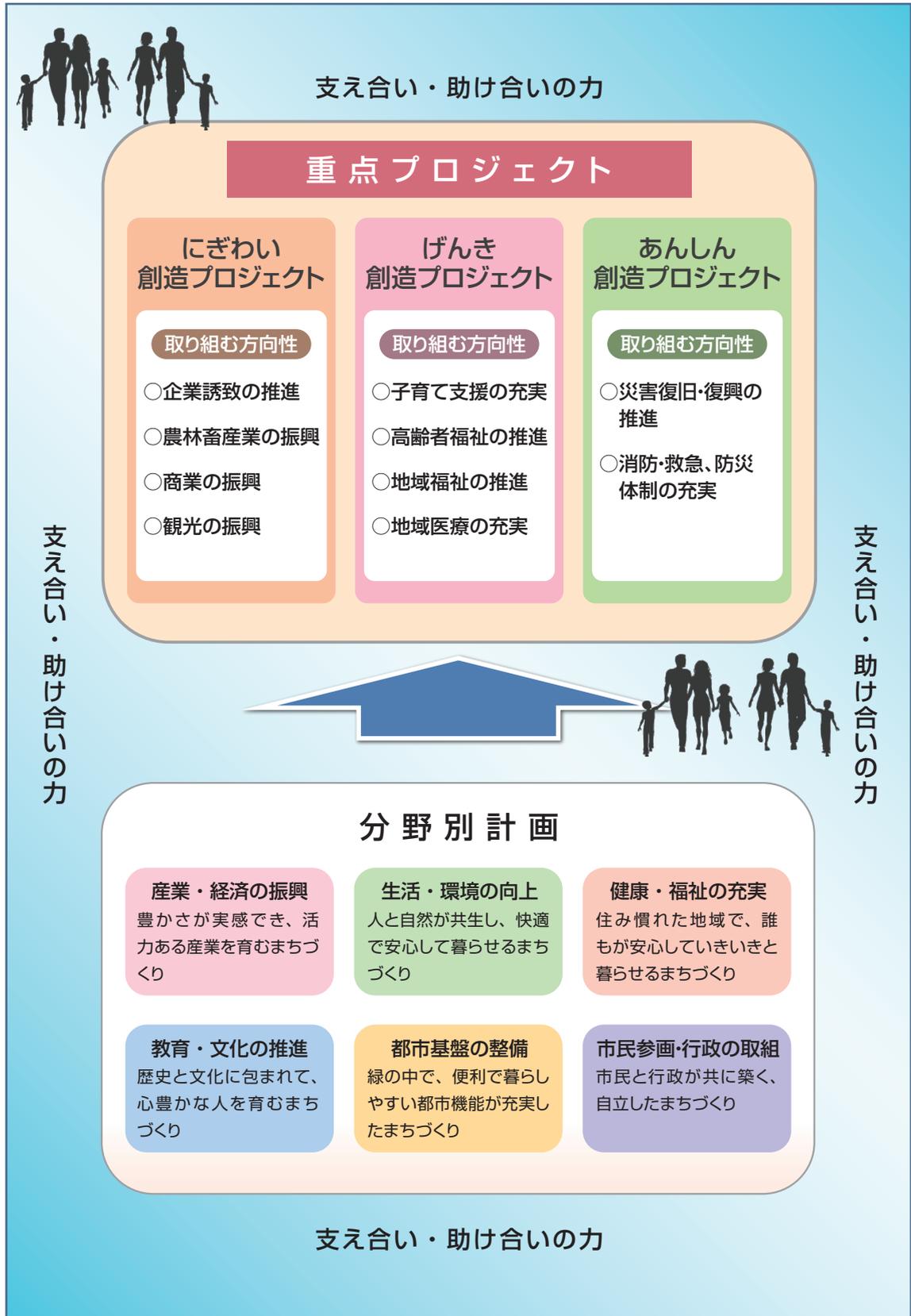
地域単位での協働の主体である住民自治協議会の設立・活動の支援や自治会や市民活動団体に対し引き続き支援を行い、また、協働意識・まちづくり活動への参加の啓発を行うなど市民協働の推進に取り組みます。

○市民・地域への期待

本計画では、各施策に「市民・地域への期待」として、協働による施策推進を位置づけており、市民・地域と協力し合い各施策や重点プロジェクトの推進に取り組みます。



●後期基本計画の重点プロジェクトイメージ



6 分野別計画

《施策体系》

第1章

産業・経済の振興…62

「豊かさが実感でき、活力ある産業を育むまちづくり」のために

- 1-1 農林畜産業……………64
- 1-2 商業……………68
- 1-3 工業・企業誘致……………70
- 1-4 観光……………72
- 1-5 雇用・労働……………76

第2章

生活・環境の向上…78

「人と自然が共生し、快適で安心して暮らせるまちづくり」のために

- 2-1 自然環境……………80
- 2-2 廃棄物処理・省資源…84
- 2-3 公園・緑地・水辺空間…88
- 2-4 交通安全・防犯……………90
- 2-5 消防・救急、防災体制…92
- 2-6 市民相談・消費者相談…96

第3章

健康・福祉の充実…98

「住み慣れた地域で、誰もが安心していきいきと暮らせるまちづくり」のために

- 3-1 地域福祉……………100
- 3-2 子育て……………102
- 3-3 高齢者福祉……………106
- 3-4 障害者福祉……………108
- 3-5 健康づくり・地域医療…112
- 3-6 社会保障……………116

第4章

教育・文化の推進…120

「歴史と文化に包まれて、
心豊かな人を育むまちづくり」のために

- 4-1 学校教育……………122
- 4-2 青少年育成 ……126
- 4-3 生涯学習……………128
- 4-4 スポーツ活動……………132
- 4-5 歴史・文化……………134

第5章

都市基盤の整備…138

「緑の中で、便利で暮らしやすい
都市機能が充実したまちづくり」のために

- 5-1 土地利用……………140
- 5-2 市街地整備 ……142
- 5-3 居住環境……………144
- 5-4 道路整備……………146
- 5-5 公共交通……………148
- 5-6 上水道 ……150
- 5-7 下水道 ……152

第6章

市民参画・行政の取組…154

「市民と行政が共に築く、
自立したまちづくり」のために

- 6-1 市民協働……………156
- 6-2 人権 ……158
- 6-3 国際交流・地域間交流…160
- 6-4 市民サービス・行政サービス…164
- 6-5 行財政運営 ……168